

花桃小学校電子黒板購入仕様書

- 1 件名 花桃小学校電子黒板購入
- 2 総則
八潮市（以下「発注者」という。）及び契約締結先となった者（以下「受注者」という。）は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に従い業務を履行しなければならない。
- 3 場所 八潮市大字垢81番地 八潮市立花桃小学校
※納入場所の詳細については、教育総務課担当者及び学校担当者と協議して決定すること。
- 4 納入期限
令和9年3月12日（金）
※花桃小学校の竣工日は、令和9年2月26日（金）を予定している。
※搬入・設置については、令和9年3月1日から3月12日までの間で、後日協議の上指示する。
- 5 支払条件
納品検査完了後の一括払いとし、発注者は、受注者から契約書に定める適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 6 本契約による調達物件及び役務
(1) 物件の仕様及び数量
本契約により調達する機器及び役務の仕様及び数量は以下のとおりとする。
なお、本契約により調達する機器は、すべて未使用の新品とする。

【調達物件】

電子黒板（液晶ディスプレイ型）		調達数量	25台
項目	仕様		
液晶パネル	サイズ	75型以上	
	解像度	4K(3840×2160)以上	
	コントラスト比	5500:1以上	
	表面保護ガラス	厚さ3.2mm以上で映り込みを抑える仕様であること	
	輝度	400cd/m ² 以上	
	視野角	上下178° / 左右178° 以上	
	タッチ方式	赤外線遮断検出方式、最大20点以上で指による直接操作が可能であること	
	ブルーライト軽減	ブルーライトを緩和する機能を有していること	
メモリ・ストレージ	メモリ16GB以上・ストレージ256GB以上		
防塵性能	IP5X相当以上であること		
内蔵マイク	8Array以上のマイクを搭載すること		
内蔵カメラ	4K相当以上		

スピーカー	位置	内蔵型スピーカー（外付け不可）
	出力	ステレオ18W+18W相当以上を搭載すること
入力端子	HDMI	HDMI×4以上
	DisplayPort	1以上
	USB	5（USB3.0×4、USB2.0×1）以上
	音声	ステレオミニジャック×1以上
出力端子	HDMI	HDMI×1以上
	音声	ステレオミニジャック×1以上
USB Type-C	入力端子	2（給電65W、オルタネードモード対応）以上 ※前面にポートを備えること
	出力端子	1以上 ※映像出力が可能なこと
ネットワーク	有線	1000Base-T 2 系統を装備しHUB機能を有すること
	無線	802.11a/b/g/n/ac/ax準拠していること
Bluetooth		Bluetooth5.2以上
付属品		<ul style="list-style-type: none"> ・タッチペン（電池を使用しないもの）×4 ・USB Type-C—USB Type-C（1.8m以上）×1 ・HDMI（3m以上）×1 ・USB Type-A—USB Type-B（5m以上）×1 <p>※USB Type-Cケーブルは、オルタネードモードに対応しケーブル1本でGIGAタブレットの画面表示・音声出力・タッチ操作が行えるものを付属すること。</p>
スタンド		<p>選定した75型以上液晶ディスプレイが問題なく搭載可能なこと。</p> <p>手動昇降式（手回しハンドル等）で高さ調整が行えること</p> <p>教室からの移動を考慮し、奥行きは概ね800mm以下であること。</p> <p>つまずき防止を考慮しスタンド足側面がA型などの安定的な構造となっており、脚幅が概ね1190mm以上であること。</p> <p>直径100mm以上の大型キャスターで4輪すべてにロック機能があり、車輪と車軸の2重ロック構造になっていること。</p> <p>転倒角度が前後左右15度以上保てること。</p> <p>転倒防止用の補助足がついていること。</p> <p>高さ調整用の手回しハンドル等は、盗難・紛失を防止するため、スタンド本体からの取り外しができないこと。</p>
本体保証期間		5年間以上。なお、保守対象は電子黒板本体（Google Chromebox OPSユニットを除く。）とし、オンサイト対応での保守とする。

※電子黒板（ディスプレイ型）の仕様の詳細

■電子黒板の機能

・本体に主要ハードキー（電源ボタン・ホームボタン・入力切替ボタン・音量ボタン＋）を備えていること。

- ・付属するUSB Type-Cケーブルで電子黒板とGIGAタブレットを接続し、映像入力・タブレットのタッチ操作・音声出力・給電が問題なく行えること。
- ・電子黒板と教師用端末（クロームブック）とをワイヤレス接続し、画面投影等が問題なく行えること。
- ・システムロック機能を有し、専用のUSBメディアを差すことでシステムロックを簡単に解除できること。
- ・電子黒板に書画カメラ機能を内蔵し、資料（A3サイズまで）を4K相当の解像度で読み取り、簡単に大型提示ができ、かつ、3倍以上の光学ズーム機能を有すること。また投影した画面をピンチイン・アウトで拡大縮小表示が行えること。
- ・カメラ機能（内蔵）においては、QRコードリーダーの機能を有し、教科書のQRコードを読み取って表示ができること
- ・内部および外部ストレージ（USBメモリー等）から直接Officeファイル（Excel、PowerPoint、Word）やPDF、静止画像・動画ファイルを開けること。
- ・パソコンレスで外部入力に接続されているリアルタイムの映像の上から、描画が可能であること。
- ・Google Driveのファイルを表示できること
- ・児童生徒のタブレットの画面をワイヤレスでミラーリング投影して表示できること。また、専用ソフトウェアを使用することで、最大9画面を同時比較表示ができること（Chromebookのみは4画面以上）。

使用するソフトウェアについて、ライセンス料等が発生する場合は、5年間使用できるライセンスを調達内容に含めること。

- ・授業に参加している児童生徒のタブレット画面をワイヤレスで電子黒板上に一覧表示でき、端末を選択し1画面表示が行えること。
- ・英語の発音や映像系の教材も内蔵スピーカーで大音量再生が行えること。
- ・ディスプレイ内蔵マイクから音声認識し、話者の言語を多言語(20言語以上)・方言へリアルタイム翻訳できる機能(電子黒板本体メーカーが保証する翻訳ソフトウェア)が搭載されていること。また、外国語から日本語翻訳もできることや複数言語に同時翻訳できること。

使用するソフトウェアについて、ライセンス料等が発生する場合は、5年間使用できるライセンスを調達内容に含めること。

- ・画面に表示した教材コンテンツに、アノテーション機能で指示書きが簡単に行えること。
- ・USBメモリを挿した時にウイルスチェックを行い、ウイルスに感染している場合は隔離できる機能を有すること。アンチウイルス機能は5年間使用できるライセンスを調達内容に含めること。

■ホワイトボード機能

- ・パソコン及びドングル型PCを使用せずにホワイトボード機能を使えること。
- ・容易に新規ページを追加でき、複数ページをまとめて保存することが可能であること。
- ・指又はタッチペン（電池不使用）で線や図形を描けること。
- ・描画した文字を文字補正する機能があること。
- ・ペンモードを2種類をあらかじめ登録表示でき、切り替えの手間を軽減できること。
- ・書き込みを消す場合、消しゴムのように画面上の線などをなぞって消せること。
- ・定規・分度器モードで簡単かつ明瞭に描ける機能があること。
- ・描画領域をピンチイン、ピンチアウトにより拡大縮小操作を直感的に行えること。
- ・2人以上で同時書き込み及び同時消去ができること。
- ・ホワイトボード機能から内部及びUSBなどの外部ストレージへ保存並びにPDFファイルやイメージファイル等を開き、ホワイトボード機能へ貼り付けてその上から書き込みが行えること

■Chrome OS ユニット（Chromebox OPS）機能

- ・電子黒板本体にChromeOS ユニット（Chromebox OPS）機能を搭載し、Google Workspaceを利用可能であること。
- ・動作保証の観点から、搭載する電子黒板本体と同一メーカー製品であること。
- ・Wi-Fi機能を搭載すること。

- ・CPU Intel Core i3相当以上、メモリ8GB以上、ストレージ256GB以上を備えていること。
- ・Googleの公認デバイスとして認定されており、最新のアップデート情報の配信や機能追加にも対応していること。
- ・Google管理コンソールの管理下であり、GIGAタブレットと同様にChromeの拡張機能等がそのまま利用できること。
- ・デジタル教科書や教材コンテンツをタブレットを介さず直接大型提示画面に表示できること。

上記仕様を満たす機器として、具体的には以下の機器を「仕様書指定品」とするが、仕様書指定品のほかに、本仕様書に定められた各項目について、明確に仕様書指定品と同等以上の性能等である物品（以下「同等品」という。）の納入も可とする。

この場合において、同等品を納品しようとする場合は、令和8年7月17日（金）午後5時までに、公告文の内容に基づき、別紙「同等品確認書」を提出し、発注者の書面による事前の承認を得なければならない。

「同等品確認書」を提出する場合は、上記の提出期限を踏まとうえて、事前に書類の提出について発注者へ個別に問い合わせ、提出の方法、提出書類に不備があった場合の取扱い等の詳細を発注者に確認すること。

なお、同等品について発注者の承認又は不承認は、発注者において主体的に判断するものであり、「同等品確認書」を提出し、同等品の確認を申請した者は、その発注者の決定に関して、異議申し立て、発注者に対する損害賠償請求等を行うことはできない。

また、事前に承認を得ていない同等品で落札者となった場合、当該物品の購入について契約（仮契約を含む。）を締結することはできない。また、入札前に同等品の承認をとっていない物品で落札したことが落札後に判明した場合は、仕様書指定品を納入するか、または、発注者が同等品として認める物品を納入すること。これらに応じることができない場合、落札後契約辞退の取り扱いとなり、指名停止の措置を受ける場合がある。

【仕様書指定品】

電子黒板（液晶ディスプレイ型）		調達数量	25台
メーカー	さつき株式会社		
型名（本体）	M75CE3XE		
型名（内臓Wi-Fiモジュール）	SI07B		
型名（マルチOSミラーリングソフト）	Bytello Share		
セキュリティソフト	Dr.Web（電子黒板Edition）		
型名（ChromeOS専用ユニット）	MP-OPS-CB1T		
Googleライセンス	Google Chrome Education Upgrade Perpetual License Term		
延長保証	延長保証サービス ライト（5年間）		
型名（USBメモリーキー）	MP-USBA1（電子黒板1台ごとに2本、計50本）		
型名（スタンド）	MP-STC75UD		

調達機器に付随する設定、作業等の役務については以下のとおりとする。

搬入作業一式	調達数量 25台
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達物件を7. に定める設置場所内の発注者指定位置まで搬入すること。なお、搬入に際しては、搬入先が学校であることを考慮し、安全に十分配慮すること。 ・ 搬入日、搬入時間帯、搬入経路等については、発注者の指示に従うこと。 ・ 搬入作業時において学校関係者からの指示等があった場合は、速やかに当該指示等に従うこと。 ・ 搬入作業時に施設、設備等を傷つけることのないよう、万全を期すこと。搬入作業時に施設、設備等に破損を生じた場合は、速やかに当該学校関係者及び発注者に通知し、発注者と協議のうえ対応すること。 ・ 搬入作業に伴う事故の発生時における事故補償を含めること。 	
取付作業一式	調達数量 25台
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達物件のスタンドへの取り付け作業を実施すること。 ・ 取り付け作業実施後、機器の電源が投入可能であること、安全に昇降機能が動作すること等を確認し、不備が認められた際は速やかに解消すること。 ・ 調達物件ごとに発注者が指定する名称、整理番号、導入日、業者連絡先等を記載したテープラベルを貼り付けること。 ・ 調達物件の梱包材（段ボール等）を回収して持ち帰り、適切に処分すること。B164 ・ 調達物件に付属する説明書、付属品等については、確実に各校に引き渡すこと。 	
初期設定作業一式	調達数量 25台
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達物件について、確実に動作することを確認し、製品に初期不良が認められないことを確認すること。初期不良が認められた際は、速やかに発注者に連絡のうえ、製造メーカーと調整し、機器の交換を実施し、発注者に報告すること。 ・ 調達物件について初期設定を行うこと。初期設定作業には、電子黒板本体へのChrome OS専用ユニットの組み込み作業及び校内ネットワークへの接続（Wi-Fi接続）を含む。なお、設定に必要な情報等については、設定作業に必要な範囲のみを発注者より受注者に教示するものとし、受注者は設定作業にのみ当該情報使用するとともに、当該情報の使用に関する守秘義務を負う。また、設定作業の終了後、受注者は当該情報を記載したメモ（電子データを含む。）等の一切を確実に廃棄すること。 ・ 初期設定作業の実施後、以下の動作が確実に行われることを確認すること。なお、動作の確認に際して必要となる教師用・生徒用端末は発注者より貸与する。なお、これらの端末の使用に際し、受注者は設定作業にのみ当該端末使用するとともに、当該端末の使用に関する守秘義務を負う。 <ol style="list-style-type: none"> ①有線及び無線のいずれでも教師用端末より電子黒板本体への画面投影が可能であること。 ②教師用端末と有線で接続した場合において、電子黒板より教師用端末の操作が可能であること。 ③生徒用端末より、本仕様書に定めるとおり、無線によって同時に電子黒板本体への画面投影が可能であること。 ④USBメモリーキーが仕様どおりに正常に動作すること。 	

- ⑤内蔵Chrome OS専用ユニットにより、Googleアカウントへのサインイン、共有ドライブへの接続、GoogleMeetの使用など、一連のGoogleサービスの利用が可能であること。
- ⑥内蔵カメラを使用した撮影画面の取り込み、他画面への撮影画面の貼り付け等の機能が仕様どおりに正常に動作すること。

保守作業一式	調達数量	25台
--------	------	-----

- ・電子黒板本体（GoogleChromeOS専用ユニット、タッチペン、内蔵電池及びバックライトを除く。）を保守対象とすること。
- ・保守対象期間は5年間（1年間の無償保守対象期間を含む。）以上とすること。
- ・原則としてオンサイト対応での保守を実施すること。
- ・一次対応として、電子黒板と電子黒板の接続するネットワーク機器、サーバ等とのトラブル又は障害の切り分け判断を保守作業として実施すること。
- ・保守作業時において学校関係者からの指示等があった場合は、速やかに当該指示等に従うこと。
- ・作業実施に伴う事故の発生時における事故補償を含めること。

(2) 契約金額の費用の範囲

この仕様書に定める購入物品の納入、その他の業務の実施及び8. に定める受注者の責務の履行に必要なすべての費用について、契約金額に含めるものとする。

(3) 電子黒板と連携する学習用端末（クロームブック）

各校において電子黒板と連携し、使用する学習用端末は以下のとおりとする。

ただし、その他のクロームブック及びWindows・iPadとの接続も可能であること。

教師用PC・児童生徒用PC：

Lenovo 300e chromebook 2nd Gen GIGAスクールパック基本モデル

ASUS Chromebook CZ11 Flip (CZ1104F)

Dynabook Chromebook C11 A6KEMAM1411W

(共にインターフェースType-C又はType-A)

(4) その他特定条件

本発注案件に係る契約は、公告文に定めるとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例第9号）の定めるところにより市議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、物品購入仮契約を締結し、市議会の議決後にこれを本契約とすることに留意すること。

なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。このことで仮契約の相手方に損害が生じても、八潮市は一切の責任を負わない。

7 設置場所及び設置台数

本調達による電子黒板の設置場所及び台数は下表のとおりとする。

ただし、納入作業の実施前に発注者より納入先変更の指示があった際は、それに従うこと。

学校名	住所	設置台数
花桃小学校	八潮市大字圀81番地	25台

8. 受注者の責務

本発注案件の受注者は、契約書及び本仕様書に基づき、以下に定める責務を負う。

(1) 電子黒板の調達、電子黒板の搬入、取付、初期設定及び保守作業等

受注者は、本仕様書に基づき電子黒板その他の周辺機器等を調達し、搬入、取付、初期設定及び保守作業を実施すること。

なお、搬入、取付、初期設定、保守等の実施に際し、八潮市教育委員会及び市内各校へ立ち入る際は、原則として、作業実施3日前（閉庁日を含まず。）までに、八潮市教育委員会又は立ち入りを必要とする各校へ連絡し、事前の了承を得るものとし、立ち入り作業に際しては、所属会社名及び氏名を明記した名札を随時着用するとともに、作業当日において、学校関係者等から作業に関する中止等の依頼があった際は、八潮市教育委員会へ確認し、八潮市教育委員会の指示に従うこと。

(2) 基本操作マニュアルの作成

受注者は、発注者個別の環境に基づき、電子黒板の基本的な操作方法に関する操作マニュアルを作成し、発注者の定める期日までに納入すること。

なお、操作マニュアルの一部について、メーカー作成資料、他業者作成資料等による代用、補足、差し替え等（以下この号において「代用等」という。）を認めるものとするが、これらの受注者作成以外の資料の代用等に際しては、著作権等の法令上の第三者の権利の侵害に抵触することがないよう事前に確認するものとし、その代用等に際し、発注者は特段の手続き等を要することなく、当該マニュアルを通常必要とする範囲において自由に使用できるものとする。

また、すでに受注者が作成し保有する基本操作マニュアルが使用可能である場合は、当該マニュアルの提出を可とする。

なお、マニュアルの内容については、事前に発注者に説明するものとする。

9. 変更契約について

本発注案件については、契約締結後、2.(1)に定める納入期日までの期間内において、変更すべき事項があると認められたときは、発注者と受注者との協議のうえ、変更契約を締結する場合がある。

この場合において、受注者は減額の変更契約となる場合があることに留意すること。

10. 本発注案件及び仕様書の内容に関する質問

本発注案件については、入札公告に定めるところにより、本発注案件及び仕様書の内容について、質問することができる。

質問に際しては、質問書（様式第2号）を使用し、質問する仕様書の項目番号、その他具体的な質問の内容を明記すること。

なお、本発注案件に関する質問ではあるが、質問内容が仕様書の内容に直接関係するものではない場合は、項目番号の記載に代えて、質問する事項の区分（発注条件に関すること、各校の一般的な環境に関すること等）を具体的に記載すること。

回答の送信に際し、回答先メールアドレスが質問元メールアドレスとは異なる場合は、必ず回答先メールアドレスを質問メール内に明記すること。

また、質問及び回答の内容については、明らかに質問者のみに係る内容である場合を除き、質問者名を伏せううえで、ホームページ上にも掲載する。

なお、質問及び回答に関する確認の結果、本仕様書の内容に誤り、瑕疵等があると発注者が

判断したときは、本仕様書の訂正を行い、ホームページ上に仕様書訂正の掲載を行うが、この場合において、その訂正の契機が質問及び回答に関する確認によるものであったことは示さない。

質問及び回答の内容（ホームページ上に掲載した質問及び回答の内容並びに仕様書訂正の内容を含む。）については、発注仕様書の一部とみなし、本発注案件の入札公告に定めるところにより本発注案件について入札参加の申し込みをした者（以下「入札参加予定者」という。）は、当該質問及び回答の存在並びに内容の不知及び不明等を理由とした契約締結後における契約履行不能の訴え、受注者の決定に関する異議申し立て、発注者に対する損害賠償請求等を行うことはできない。

また、質問メールを送信した者は、メールの送信について発注者に対し電話確認を行うこと。（質問メールの不着（ネットワークトラブル等によるものを含む。）については、発注者においてその責任を負わない。）

11. データの消去について

本仕様書に基づく契約が終了したとき（契約解除により終了したときを含む。）においては、発注者からの指示に基づき、受注者は本仕様書に基づく業務の履行のために作成したすべての情報機器（クラウドサービス上の情報機器を含む。）について、発注者に関するすべての情報を確実に消去すること。この消去は、12.（3）の規定に基づいて実施すること。

また、本項の規定については、本仕様書に基づく業務に従事した者の退職後及び契約の終了後又は契約の解除後も同様とする。

12. その他

- （1）受注者（本発注案件について、入札の結果、契約（仮契約を含む。）の相手方となる者という。また、当該業者において就労する派遣労働者を含む。以下同じ。）は、本仕様書に基づく業務を遂行するうえで、これに携わるすべての職員を管理監督するとともに、八潮市個人情報保護条例（平成17年条例第4号）第10条、第11条、第64条及び第65条の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護及び漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。
- （2）受注者は、本仕様書に基づく業務の実施に際し、労働者派遣法、労働基準法等の労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。
- （3）受注者は、その職員が本仕様書に基づく業務について知り得た個人情報、業務に関する情報等を含む一切の情報を他に漏らし、又はこれを本仕様書に基づく業務の実施以外の目的に使用してはならない。本仕様書に基づく業務に従事した者の退職後及び契約の終了後又は契約の解除後も同様とする。また、本仕様書に基づく業務に関する書面、情報記録媒体等の紛失等が決してないよう、鍵付き金属書庫等にて厳重に保管すること。また、本仕様書に基づく業務が終了する場合は、発注者の指示により速やかに本仕様書に基づく業務に係る残存書面を破棄するとともに、本仕様書に基づく業務の遂行にあたり受注者において使用したすべての電子事務機器における残存データに関してもすべて削除のうえ、その結果を発注者に報告すること。具体的な消去方法については、発注者の指示に従うこと。なお、残存書面及び残存データの漏えいに関しては、本仕様書に基づく業務の実施期間外及び本仕様書に基づく業務の終了後又は契約の解除後においても責任を負うものとする。
- （4）本仕様書に基づく業務の遂行にあたり、受注者において使用するすべての電子事務機器については、ウィルス対策、アクセス制限及び情報漏えい対策をはじめとする必要なセキュリティを確保すること。
- （5）発注者は、受注者がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の

- 解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (6) 発注者が、受注者に対し、本仕様書に基づく業務の実施に関する情報の開示を求めた場合には、受注者はこれに協力する義務を負うものとする。
 - (7) 本発注案件に関し、発注者が受注者に支払う費用が適正に活用されているかを判断するため、発注者が受注者に対し、本仕様書に基づく業務に係る各種会計書類等の確認や調査を行う場合がある。
 - (8) 発注者は、本仕様書に基づく業務に従事する職員が業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、受注者に対して適宜従事する職員の変更を要求できるものとし、受注者は速やかにこれに従うものとする。
 - (9) 発注者は、本仕様書に基づく業務の履行中における受注者の職員の事故については、法令上に定めるものを除き、責任を負わないものとする。
 - (10) 受注者は、本発注案件について誠実、公正に対応し、本仕様書に基づく業務の実施に関係する発注者に所属する者に対し、信頼感を与えるように努めること。また、受注者は、業務の遂行にあたり、発注者に所属する者の名誉、信用、社会的地位等を傷つける行為をしてはならない。
 - (11) 受注者は、本仕様書に基づく業務の遂行にあたり、政治的中立性を疑われる行為を行ってはならず、言動には特に注意しなければならない。
 - (12) 受注者は、本仕様書に基づく業務を遂行するにあたり、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。
 - (13) 受注者は、事故、災害その他の緊急事態が発生した場合においても、本仕様書に基づく業務の遂行に支障をきたすことのないよう、十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
 - (14) 本仕様書に基づく業務により得られたデータ及び報告書等の所有権、著作権及び利用権は発注者に帰属するものとし、発注者の事前の書面による許可なく他に使用又は公表してはならない。また、受注者は、本仕様書に基づく業務の遂行にあたり、第三者の著作権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシー及び肖像権等の権利を侵害してはならない。
 - (15) 本仕様書（電子データを含む。）を他の者へ提供及び仕様書の内容を漏らしてはならない。官公庁等（発注者以外の市区町村を含む。）への提供及び内容を漏らすことも同様にしてはならない。この号について、本発注案件を受注しなかった者も同様とする。
 - (16) 本仕様書（電子データを含む。）は発注者より貸与するものであり、本仕様書に基づく業務を受注しなかったときは、本仕様書を速やかにシュレッダーにより適切に処分するとともに、電子データについても確実に完全に消去しなければならない。また、本仕様書について写真、ビデオ撮影等をしてはならない。
 - (17) 契約書及び本仕様書に定めのない事項並びに仕様について生じた疑義については、発注者及び受注者双方が協議して決定するものとし、実際の本仕様書に基づく業務の履行に支障をきたすことのないよう、双方誠意をもって対応するものとする。
 - (18) 本仕様書に定める報告様式等について、特に様式の定めのないものは、入札参加予定者の任意様式により提出するものとする。ただし、報告事項等の不備や内容の不足等が認められた場合は、訂正若しくは加筆して再提出を指示する又は発注者より様式を指定する場合がある。
 - (19) 発注者は、落札者の決定後、入札書、見積内訳書、その他の関係資料（以下単に「入札書等」という。）の内容並びに提出方法等に不正等の不適切な行為が認められたとき、当該落札者が契約締結までの間に本仕様書に基づく契約の履行ができないと判断されたとき及び落札者が指名停止等の措置を受けたとき等の契約を締結することが適切ではないと発注者が判断したときは、当該落札者と契約（仮契約を含む。）を締結しないことがある。

- (20) 発注者において、入札参加予定者が入札書等の提出を辞退したと判断したとき、入札書等を無効と判断したとき及び発注者が契約書、本仕様書又はその他の契約関連例規に基づき、契約を締結しないときにおいて、すべての入札参加予定者は、発注者の作為又は不作為について、異議申し立て、損害賠償請求等を行うことはできない。
- (21) 受注者の決定までに、発注者において受注者の決定に関する事務手続きを延期又は中止する必要が生じたと判断したときは、発注者は直ちに受注者の決定に関する事務手続きを延期又は中止する。この場合において、発注者は、入札書等提出の予定又は入札書等提出の辞退の予定にかかわらず、すべての入札参加予定者に対して損害賠償を行わない。
- (22) 落札者の決定後において、当該落札者と契約を締結することが適切でない相当の理由があるときは、発注者は当該理由を明示して、契約（仮契約を含む。）を締結しないことがある。この場合において、発注者は、落札者及びその他の入札参加予定者に対する損害賠償を行わない。
- (23) 本発注案件に関する契約（仮契約を含む。）の締結の際、本仕様書の内容に認められた明らかな誤り、齟齬等については、適宜訂正を行うものとし、当該訂正の内容は、すでに締結された契約（仮契約を含む。）に何らの具体的な影響を及ぼさないものとする。
- (24) 本仕様書の内容について、本仕様書において個別に定める場合のほか、受注者の決定までの間において認められた誤り、齟齬等については、適宜訂正を行うものとし、当該訂正の内容は、明らかに受注者の決定に影響を及ぼすと発注者が判断した場合を除き、受注者の決定に何らの具体的な影響を及ぼさないものとする。また、この号の規定に基づき本仕様書が訂正された場合において、入札参加予定者は、本仕様書の訂正の存在並びに訂正の内容の不知及び不明等を理由とした契約締結後における契約履行不能の訴え、受注者の決定に関する異議申し立て、発注者に対する損害賠償請求等を行うことはできないものとする。

同等品確認書

入札件名： _____

確認申請者： _____ (担当者名： _____ ・ 連絡先： _____)

以下のとおり、仕様書指定物件について、同等品の確認を申し出ます。

	仕様書指定品の規格・仕様等	同等品の規格・仕様等	同等品と判断する理由
記載 例	(株)〇〇〇〇製 65インチテレビ 型番 △△△-123456	△△△△(株)製 65インチテレビ 型番 □□□-654321	同等品は仕様書指定品と同じ液晶型テレビであり、仕様書に定められた各項目について、別添資料から明確に仕様書指定品を上回る性能等であることを説明可能である。
1			
2			

注意事項

1. 同等品は、指定品と規格（形状、材質、大きさ等）、品質及び性能（以下「品質等」という。）が指定品と同等以上である既製品を基本とします。原則として、品質等が指定品と同等以上と判断できる場合は、金額の違いは問いません。
2. この確認書を提出する際には、同等品として提示した機器等のカタログの切り抜き、カラーコピー及びホームページ等の写真など規格、品質、性能等のほか、定価が分かる資料をPDFファイルで添付してください。（カタログ表示品を一部加工等するときは、その旨を「同等品の規格・仕様等」欄に明記するとともに、加工等の内容を示す資料も添付してください。）
3. グリーン購入法に適合する品目には、適合品目であることが確認できる資料を添付してください。
4. 事前に承認を得ていない同等品で落札者となった場合、当該物品の購入について契約を締結することはできません。また、入札前に同等品の承認をとっていない物品で落札したことが落札後に判明した場合は、仕様書指定品を納入するか、または、発注者が同等品として認める物品を納入してください。これらに応じることができない場合、落札後契約辞退の取り扱いとなり、指名停止の措置を受ける場合があります。